■団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)

資料1

	体区		月 月	昭和	昭和 60.4.1			平成 12.4.1							平成 25.4.1					平成 30.4.1		令和 2.4.1	令和 3.4.1	令和 4.4.1		50→05 増 減	04→05 増 減
店	,内	市町	村	129.7	118.6	111.0	107.1	104.3	97.8	99.5	99.0	99.5	99.4		105.5 (97.5)		98.9	98.8	99.0	99.2	98.8	99.0	98.7	98.7	98.6	▲ 31.1	▲ 0.1
全	È地方∙	公共[団体	110.4	105.0	102.8	101.8	100.7	98.0	98.7	98.5	98.8	98.9		106.9 (98.8)		99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.0	98.9	98.8	▲ 11.6	▲ 0.1
床	Ŧ	内	市	130.8	119.6	111.5	107.3	104.5	97.9	99.7	99.2	99.6	99.6	106.7 (98.6)	105.5 (97.5)	4 / รเ	99.0	99.0	99.1	99.3	98.9	99.1	98.7	98.7	98.6	▲ 32.2	▲ 0.1
全	<u>*</u>	围	市	113.8	107.5	104.5	102.9	101.7	97.6	98.3	98.4	98.8	98.8		106.6 (98.5)		98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6	▲ 15.2	▲ 0.1
店	于 内	町	村	108.9	105.4	103.8	103.3	101.7	95.8	96.9	97.1	97.4	96.9	104.7 (96.8)	105.0 (97.0)		97.3	97.2	97.9	98.5	98.1	98.2	98.1	98.4	98.8	▲ 10.1	0.4
全	主国	町	村	100.2	97.6	96.5	96.5	96.2	93.7	94.2	94.6	95.1	95.3		103.2 (95.4)		95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3	▲ 3.9	0.0

[※] 府内市町村については、指定都市(大阪市[昭和50年~]・堺市[平成18年~])を除く。

[※] 平成24.4.1及び25.4.1の()内の数値については、国家公務員の時限的(2年間)な給与改定特例法による措置がなかったとした場合の参考値

順位	〈市〉	R5.4.1	R4.4.1		増減(※)
	, , ,			順位	
1	池田市	101.2	100.6	1	0.6
1	茨木市	101.2	100.0	8	1.2
	羽曳野市	100.2	100.5	2	▲ 0.3
	吹田市	100.0	100.3	4	▲ 0.3
	高石市	100.0	100.1	5	▲ 0.1
4	東大阪市	100.0	100.4	3	▲ 0.4
7	豊中市	99.9	100.0	8	▲ 0.1
7	貝塚市	99.9	99.8	10	0.1
	摂津市	99.9	100.1	5	▲ 0.2
	柏原市	99.7	99.8	10	▲ 0.1
11		99.5	99.4	14	0.1
11	大阪狭山市	99.5	99.4	14	0.1
	富田林市	99.4	100.1	5	▲ 0.7
	松原市	99.2	99.7	12	▲ 0.5
15		98.7	99.5	13	▲ 0.8
	<u> </u>	98.1	98.0	18	0.1
	泉南市	98.1	97.1	24	1.0
	八尾市	97.9	98.3	17	1.0
	交野市				
		97.9	98.7	16	
	<u>阪南市</u>	97.7	97.4	20	0.3
21	高槻市	97.3	97.9	19	▲ 0.6
	和泉市	97.2	97.4	20	▲ 0.2
	門真市	96.8	97.4	20	▲ 0.6
24	四條畷市	96.7	96.6	25	0.1
	大東市	96.2	97.2	23	▲ 1.0
	泉大津市	95.8	95.4	29	0.4
27	河内長野市	95.5	96.4	27	▲ 0.9
28	<u>箕面市</u>	95.3	95.7	28	▲ 0.4
	泉佐野市	94.8	94.3	30	0.5
	藤井寺市	94.8	96.5	26	▲ 1.7
31	寝屋川市	93.2	94.1	31	▲ 0.9
	市平均	98.6	98.7	_	▲ 0.1
	/= 115				111 - 1 () - ()
順位	〈町村〉	R5.4.1	R4.4.1	WT / I	增減(※)
4	ф гол пт-	101.5	101.1	順位	0.4
1	忠岡町	101.5	101.1	1	0.4
	河南町	100.5	100.9	2	▲ 0.4
	太子町	99.7	98.9	4	0.8
	田尻町	99.5	100.2	3	▲ 0.7
4	岬町	99.5	97.6	7	1.9
6	能勢町 # 2018	98.8	97.4	8	1.4
	豊能町	98.1	98.3	6	▲ 0.2
	島本町	97.3	98.6	5	▲ 1.3
	熊取町	96.3	95.7	10	0.6
9	千早赤阪村	96.3	96.6	9	▲ 0.3
	町村平均	98.8	98.4	_	0.4
	市町村平均	98.6	98.7	_	▲ 0.1
		· ·			
参考					
十烷士		00.0	07.1		1 7

参 考	
大阪市	

<u> </u>				
大阪市	98.8	97.1	1	1.7
堺市	100.3	100.1	-	0.2

大阪府内市町村	(政令指定都市を除	く)の地域手当補正	後ラスパイレス指数	資料3
	ラスパイ	レス指数	地域	手当
団体名	R5.4.1現在 (ア)	地域手当補正後 R5.4.1現在 (イ)※	団体実支給率 (ウ)	国基準の支給率 (エ)
岸和田市	99.5	99.5	6%	6%
豊中市	99.9	99.9	12%	12%
池田市	101.2	101.2	15%	15%
吹田市	100.0	100.0	12%	12%
泉大津市	95.8	95.8	6%	6%
高槻市	97.3	97.3	15%	15%
貝塚市	99.9	99.9	6%	6%
守口市	98.7	98.7	16%	16%
枚方市	98.1	98.1	10%	10%
茨木市	101.2	101.2	10%	10%
八尾市	97.9	97.9	10%	10%
泉佐野市	94.8	94.8	6%	6%
富田林市	99.4	99.4	6%	6%
寝屋川市	93.2	93.2	12%	12%
河内長野市	95.5	95.5	6%	6%
松原市	99.2	99.2	12%	12%
大東市	96.2	96.2	15%	15%
和泉市	97.2	97.2	6%	6%
箕面市	95.3	95.3	12%	12%
柏原市	99.7	99.7	10%	10%
羽曳野市	100.2	100.2	12%	12%
門真市	96.8	96.0	14%	15%
摂津市	99.9	99.9	6%	6%
高石市	100.0	96.5	11%	15%
藤井寺市	94.8	94.8	6%	6%
東大阪市	100.0	100.0	10%	10%
泉南市	98.1	98.1	6%	6%
四條畷市	96.7	96.7	6%	6%
交野市	97.9	97.9	10%	10%
大阪狭山市	99.5	99.5	15%	15%
阪南市	97.7	97.7	6%	6%
島本町	97.3	97.3	6%	6%
豊能町	98.1	98.1	6%	6%
能勢町	98.8	98.8	0%	0%
忠岡町	101.5	101.5	6%	6%
熊取町	96.3	96.3	6%	6%
田尻町	99.5	99.5	6%	6%
岬町	99.5	99.5	6%	6%
太子町	99.7	99.7	6%	6%
河南町	100.5	100.5	6%	6%

[%] (イ)は、令和5年4月1日現在の各団体及び国基準の支給率に基づき、(ア)×(1+(ウ))/(1+(エ))で算出したもの。

96.3

96.3

千早赤阪村

大阪府内市町村(政令指定都市を除く)のラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

〇国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表(一)適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含まれていません。

Oしかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、算出したものです。

	ラスパイレス指数						
団体名	R5.4.1現在	ラスパイレス指数に指定職 を含めた場合の試算値 R5.4.1現在					
岸和田市	99.5	98.9					
豊中市	99.9	99.3					
池田市	101.2	100.5					
吹田市	100.0	99.4					
泉大津市	95.8	95.2					
高槻市	97.3	96.7					
貝塚市	99.9	99.3					
守口市	98.7	98.0					
枚方市	98.1	97.5					
茨木市	101.2	100.6					
八尾市	97.9	97.2					
泉佐野市	94.8	94.2					
富田林市	99.4	98.8					
寝屋川市	93.2	92.5					
河内長野市	95.5	94.9					
松原市	99.2	98.5					
大東市	96.2	95.6					
和泉市	97.2	96.5					
箕面市	95.3	94.6					
柏原市	99.7	99.0					
羽曳野市	100.2	99.6					
門真市	96.8	96.2					
摂津市	99.9	99.3					
高石市	100.0	99.3					
藤井寺市	94.8	94.2					
東大阪市	100.0	99.4					
泉南市	98.1	97.5					
四條畷市	96.7	96.1					
交野市	97.9	97.3					
大阪狭山市	99.5	98.8					
阪南市	97.7	97.0					
島本町	97.3	96.6					
豊能町	98.1	97.4					
能勢町	98.8	98.2					
忠岡町	101.5	100.7					
熊取町	96.3	95.7					
田尻町	99.5	98.7					
岬町	99.5	98.8					
太子町	99.7	99.0					
河南町	100.5	99.7					
千早赤阪村	96.3	95.7					

「ラスパイレス指数」とは

ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。

比較しようとする市町村の職員構成が国家公務員の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、比較しようとする市町村の仮定給料総額(市町村の学歴別・経験年数区分別の平均給料月額に国家公務員の職員数を乗じて得た総額)を、国家公務員の実給料総額で除して得る加重平均値。

[算定式] $L = \frac{\sum P \cdot 1 \cdot Q \cdot Q}{\sum P \cdot Q \cdot Q} \times 100$

L : ラスパイレス指数

P0:各経験年数区分における国家公務員の各平均給料月額

P1:同一構成区分における市町村の各平均給料月額

Q0:同一構成区分における国家公務員の職員数

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間 賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手 当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手 当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参 考として算出したものである。

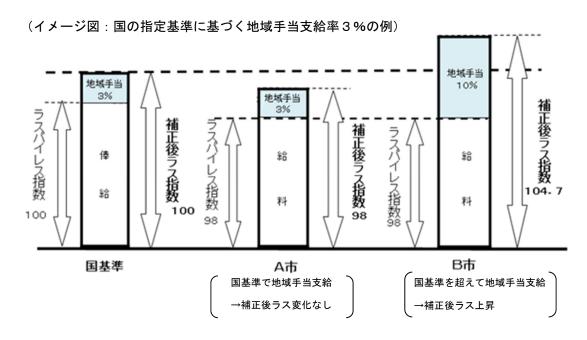
1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

地域手当補正後ラスパイレス指数 =

1+当該団体の地域手当支給率 補正前のラスパイレス指数 × 1+当該団体の地域手当支給率

1+国の指定基準に基づく地域手当支給率※

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町 村職員への加重平均支給率」として算出。



2 地域手当補正後ラスパイレス指数(団体区分別平均)

令和5年4月1日現在

区分	ラスパイレス指数	地域手当補正後 ラスパイレス指数	差引
	Α	В	B - A
全地方公共団体平均	98.8	98.7	Δ 0.1
都 道 府 県	99.6	99.1	△ 0.5
指定都市	99.9	99.9	0.0
市	98.6	98.7	0.1
町 村	96.3	96.5	0.2
特 別 区	98.6	98.6	0.0

「参考」ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が 特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、 行政職俸給表(一)適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラス パイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が 多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)(抄)

(指定職俸給表の適用範囲)

- 第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
 - 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
 - 二 外局(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第三条第三項 の庁をいう。)の長官
 - 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、 警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、 外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、 技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
 - 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
 - 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
 - 六 経済社会総合研究所長
 - 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長(前号に掲げる職員を除く。)で指令で指定するもの
 - ハ 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
 - 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数(令和5年4月1日現在)

957人

(行政職俸給表(一)適用職員数(")

139,522人)

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値(団体区分別平均)

<試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記957人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額(給料額)には管理職手当相当額も 含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「令和5年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表(一)」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

令和5年4月1日現在

区分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合 の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	98.8	98.2	△ 0.6
都 道 府 県	99.6	99.0	△ 0.6
指定都市	99.9	99.3	△ 0.6
市	98.6	98.0	△ 0.6
町 村	96.3	95.7	△ 0.6
特別区	98.6	97.9	△ 0.7